

議題 4

広島市教育委員会規則の一部改正について

- 1 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について（議案第 8 号） 18
- 2 広島市立高等学校学則等の一部改正について（議案第 9 号） 28

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

本市教育行政の組織及び運営の効率化を図るため、教育委員会事務局の組織及びその分掌事務について所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 組織改正

施設課計画係を廃止する。

(2) 分掌事務の改正

ア 学校事務の業務改善を推進するため、総務課及び健康教育課から学校納入金に関する事務等に移管し、「学校事務の管理改善の総括に関する事務」を教職員課の分掌事務に加える。

イ いじめ対策を推進するため、「学校におけるいじめ対策の推進に関する事務」を生徒指導課の分掌事務に明記する。

ウ 執行体制の効率化を図るため、施設課計画係が分掌している次表の左欄に掲げる事務について、関連する事務を分掌している同表の右欄に掲げる組織へ移管する。

事 務	移管先組織
学校の設置及び廃止並びに校名の決定に関する事務	教育企画課
小・中学校の通学区域及び通学区域審議会に関する事務	学事課
通学路の設定に関する事務等	健康教育課

エ その他規定の整備を行う。

(3) 広島市立学校通学区域審議会規則において、審議会の庶務を担当する組織を「施設課」から「学事課」に改める。

3 施行期日

平成30年4月1日

4 現行改正比較表及び公布文

別紙のとおり。

現 行	改 正
<p>(部, 課及び係)</p> <p>第1条 広島市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に, 次の部, 課及び係を置く。</p> <p>総務部</p> <p>総務課</p> <p>教育企画課</p> <p>教育給与課</p> <p>学事課 学事係 用度係</p> <p>施設課 <u>管理係</u> <u>計画係</u> 整備係</p> <p>青少年育成部</p> <p>育成課</p> <p>放課後対策課</p> <p>学校教育部</p> <p>教職員課 庶務係 管理係 初等教員係 中等教員係 調整係 労務係</p> <p>健康教育課 食育係 保健・安全係</p> <p>指導第一課 庶務係 幼稚園・小学校指導係</p> <p>指導第二課 中学校指導係 高等学校指導係</p> <p>特別支援教育課</p> <p>生徒指導課</p>	<p>(部, 課及び係)</p> <p>第1条 広島市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に, 次の部, 課及び係を置く。</p> <p>総務部</p> <p>総務課</p> <p>教育企画課</p> <p>教育給与課</p> <p>学事課 学事係 用度係</p> <p>施設課 <u>管理係</u> 整備係</p> <p>青少年育成部</p> <p>育成課</p> <p>放課後対策課</p> <p>学校教育部</p> <p>教職員課 庶務係 管理係 初等教員係 中等教員係 調整係 労務係</p> <p>健康教育課 食育係 保健・安全係</p> <p>指導第一課 庶務係 幼稚園・小学校指導係</p> <p>指導第二課 中学校指導係 高等学校指導係</p> <p>特別支援教育課</p> <p>生徒指導課</p>
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 総務部総務課の分掌事務は, 次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会議に関すること。</p> <p>(2) 総合教育会議に関する市長との協議及び調整に関すること（教育企画課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 文書の収受, 整理及び保存に関すること。</p> <p>(4) 規則及び訓令の審査並びに公告式に関すること。</p> <p>(5) <u>事務の管理改善に関すること。</u></p> <p>(6) 公印の管理に関すること。</p> <p>(7) 教育長及び教育委員会委員の秘書に関すること。</p> <p>(8) ほう賞に関すること。</p> <p>(9) 教育行政施策の普及及び広報に関すること。</p> <p>(10) 教育行政への要望, 陳情等の処理, 連絡調整その他の広聴に関すること。</p> <p>(11) 企画会議に関すること。</p> <p>(12) 町村合併に関すること。</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 総務部総務課の分掌事務は, 次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会議に関すること。</p> <p>(2) 総合教育会議に関する市長との協議及び調整に関すること（教育企画課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 文書の収受, 整理及び保存に関すること。</p> <p>(4) 規則及び訓令の審査並びに公告式に関すること。</p> <p>(5) <u>(削る。)</u></p> <p>(5) 公印の管理に関すること。</p> <p>(6) 教育長及び教育委員会委員の秘書に関すること。</p> <p>(7) ほう賞に関すること。</p> <p>(8) 教育行政施策の普及及び広報に関すること。</p> <p>(9) 教育行政への要望, 陳情等の処理, 連絡調整その他の広聴に関すること。</p> <p>(10) 企画会議に関すること。</p> <p>(11) 町村合併に関すること。</p>

現 行	改 正
<p>(13) 教育の情報化に係る機器の整備及び管理に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(14) 行政組織及び定数管理の総括に関すること。</p> <p>(15) 職務権限に関すること。</p> <p>(16) 事務局職員及び教育機関等の職員（教職員及び学校給食センターの職員（以下「教職員等」という。）を除く。以下「職員」という。）の任免，分限，懲戒，服務，表彰その他人事に関すること。</p> <p>(17) 職務の評価及び格付に関すること。</p> <p>(18) 職員の人事評価に関すること。</p> <p>(19) 教育長及び職員の給与，勤務時間，休日，休暇その他の勤務条件の制度に関すること。</p> <p>(20) 教育委員会委員等の報酬等に関すること。</p> <p>(21) 人事及び給与に関する諸統計に関すること。</p> <p>(22) 給与等の予算及び経理に関すること（教育給与課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(23) 諸手当の認定に関すること（教育給与課及び学校事務センターの所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(24) 職員の公務災害補償の実施に関すること</p> <p>(25) 職員の福利厚生に関すること。</p> <p>(26) 職員の研修に関すること。</p> <p>(27) 市議会に関すること。</p> <p>(28) 教育行財政の基本調査の総括に関すること。</p> <p>(29) 教育行財政の諸統計及び資料の収集整理の総括に関すること。</p> <p>(30) 事務局の事務の総合調整に関すること。</p> <p>(31) 予算及び決算の総括並びに予算執行の調整に関すること。</p> <hr/> <p>(32) 事務局の所管に属する公益的法人等に対する指導調整の総括に関すること。</p> <p>(33) その他事務局の庶務に関すること。</p> <p>(34) 部並びに課及び教育企画課の庶務に関すること。</p>	<p>(12) 教育の情報化に係る機器の整備及び管理に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(13) 行政組織及び定数管理の総括に関すること。</p> <p>(14) 職務権限に関すること。</p> <p>(15) 事務局職員及び教育機関等の職員（教職員及び学校給食センターの職員（以下「教職員等」という。）を除く。以下「職員」という。）の任免，分限，懲戒，服務，表彰その他人事に関すること。</p> <p>(16) 職務の評価及び格付に関すること。</p> <p>(17) 職員の人事評価に関すること。</p> <p>(18) 教育長及び職員の給与，勤務時間，休日，休暇その他の勤務条件の制度に関すること。</p> <p>(19) 教育委員会委員等の報酬等に関すること。</p> <p>(20) 人事及び給与に関する諸統計に関すること。</p> <p>(21) 給与等の予算及び経理に関すること（教育給与課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(22) 諸手当の認定に関すること（教育給与課及び学校事務センターの所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(23) 職員の公務災害補償の実施に関すること。</p> <p>(24) 職員の福利厚生に関すること。</p> <p>(25) 職員の研修に関すること。</p> <p>(26) 市議会に関すること。</p> <p>(27) 教育行財政の基本調査の総括に関すること。</p> <p>(28) 教育行財政の諸統計及び資料の収集整理の総括に関すること。</p> <p>(29) 事務局の事務の総合調整に関すること。</p> <p>(30) 予算及び決算の総括並びに予算執行の調整に関すること。</p> <p>(31) 事務局の事務改善に関すること。</p> <p>(32) 事務局の所管に属する公益的法人等に対する指導調整の総括に関すること。</p> <p>(33) その他事務局の庶務に関すること。</p> <p>(34) 部並びに課及び教育企画課の庶務に関すること。</p>
<p>2 総務部教育企画課の分掌事務は，次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育行政の総合企画に関すること。</p> <p>(2) 重要な施策及び事業についての総合調整に関すること。</p> <p>(3) 教育の情報化に係る企画及び総合調整に関</p>	<p>2 総務部教育企画課の分掌事務は，次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育行政の総合企画に関すること。</p> <p>(2) 重要な施策及び事業についての総合調整に関すること。</p> <p>(3) 教育の情報化に係る企画及び総合調整に関</p>

現 行	改 正
<p>すること。</p> <p>(4) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関する市長との協議及び調整に関すること。</p> <hr/>	<p>すること。</p> <p>(4) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関する市長との協議及び調整に関すること。</p> <p>(5) <u>学校の設置及び廃止並びに校名の決定に関すること。</u></p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (現行に同じ。)</p>
<p>4 総務部学事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童及び生徒の入学、転学、退学等に関すること。</p> <p>(2) 児童及び生徒の教育扶助に関すること。</p> <p>(3) 授業料、入学者選抜料等に関すること。</p> <p>(4) 幼稚園就園奨励費の補助に関すること。</p> <p>(5) 教科用図書の給与に関すること。</p> <hr/>	<p>4 総務部学事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童及び生徒の入学、転学、退学等に関すること。</p> <p>(2) 児童及び生徒の教育扶助に関すること。</p> <p>(3) 授業料、入学者選抜料等に関すること。</p> <p>(4) 幼稚園就園奨励費の補助に関すること。</p> <p>(5) 教科用図書の給与に関すること。</p> <p>(6) <u>小・中学校の通学区域及び通学区域審議会に関すること。</u></p>
<p>(6) 通学バスの運行に関すること。</p> <p>(7) 私立学校に対する助成に関すること。</p> <p>(8) 学校長への権限委譲に係る予算配分の決定の総括に関すること。</p> <p>(9) 学校備品の整備の総括に関すること。</p> <p>(10) 学校備品台帳の整備の総括に関すること。</p> <p>(11) 学校に備え付ける表簿の作成管理に関すること (他課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(12) 課の庶務に関すること。</p>	<p>(7) 通学バスの運行に関すること。</p> <p>(8) 私立学校に対する助成に関すること。</p> <p>(9) 学校長への権限委譲に係る予算配分の決定の総括に関すること。</p> <p>(10) 学校備品の整備の総括に関すること。</p> <p>(11) 学校備品台帳の整備の総括に関すること。</p> <p>(12) 学校に備え付ける表簿の作成管理に関すること (他課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(13) 課の庶務に関すること。</p>
<p>5 総務部施設課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校施設の整備方針の策定に関すること。</p> <p>(2) 学校施設の改築計画の策定に関すること。</p> <p>(3) 学校施設の耐震計画の策定に関すること。</p> <p>(4) <u>学校の設置及び廃止並びに校名の決定に関すること。</u></p> <p>(5) <u>小・中学校の通学区域及び通学区域審議会に関すること。</u></p> <p>(6) <u>通学路の設定に関すること。</u></p> <p>(7) <u>旅館業、風俗営業許可に対する意見の申し出に関すること。</u></p> <p>(8) 学校施設の新築、増築、改築、改良及び修繕の実施の総括に関すること。</p> <p>(9) 学校建設に伴う連絡調整に関すること。</p> <p>(10) 学校施設台帳の整備に関すること。</p> <p>(11) 学校緑化に関すること。</p>	<p>5 総務部施設課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校施設の整備方針の策定に関すること。</p> <p>(2) 学校施設の改築計画の策定に関すること。</p> <p>(3) 学校施設の耐震計画の策定に関すること。</p> <p>(削る。)</p> <hr/> <p>(削る。)</p> <hr/> <p>(削る。)</p> <hr/> <p>(削る。)</p> <hr/> <p>(4) 学校施設の新築、増築、改築、改良及び修繕の実施の総括に関すること。</p> <p>(5) 学校建設に伴う連絡調整に関すること。</p> <p>(6) 学校施設台帳の整備に関すること。</p> <p>(7) 学校緑化に関すること。</p>

現 行	改 正
<p>(12) 学校建物に係る国庫補助及び起債に関する こと。</p> <p>(13) 先行建築に係る学校教育の用に供する建物 の取得に関すること。</p> <p>(14) 学校用地の取得に係る起債に関すること。</p> <p>(15) 学校施設・設備の管理に係る業務の委託の 総括に関すること。</p> <p>(16) 学校施設の目的外使用に関すること。</p> <p>(17) 学校の用に供する教育財産（物品を除く。） その他の管理に関すること。</p> <p>(18) 校地の借上げに関すること。</p> <p>(19) 教育機関等の用地の調査に関すること。</p> <p>(20) 不動産（土地に限る。）の取得及びこれに伴 う補償に関すること。</p> <p>(21) 事業用代替地の取得，管理及び処分に関す ること。</p> <p>(22) 不動産（土地に限る。）の取得及び処分に係 る登記に関すること。</p> <p>(23) 土地収用手続きに関すること。</p> <p>(24) 課の庶務に関すること。</p>	<p>(8) 学校建物に係る国庫補助及び起債に関する こと。</p> <p>(9) 先行建築に係る学校教育の用に供する建物 の取得に関すること。</p> <p>(10) 学校用地の取得に係る起債に関すること。</p> <p>(11) 学校施設・設備の管理に係る業務の委託の 総括に関すること。</p> <p>(12) 学校施設の目的外使用に関すること。</p> <p>(13) 学校の用に供する教育財産（物品を除く。） その他の管理に関すること。</p> <p>(14) 校地の借上げに関すること。</p> <p>(15) 教育機関等の用地の調査に関すること。</p> <p>(16) 不動産（土地に限る。）の取得及びこれに伴 う補償に関すること。</p> <p>(17) 事業用代替地の取得，管理及び処分に関す ること。</p> <p>(18) 不動産（土地に限る。）の取得及び処分に係 る登記に関すること。</p> <p>(19) 土地収用手続きに関すること。</p> <p>(20) 課の庶務に関すること。</p>
<p>6・7 (略)</p>	<p>6・7 (現行に同じ。)</p>
<p>8 学校教育部教職員課の分掌事務は，次のとお りとする。</p> <p>(1) 学校教育に係る総合調整に関すること。</p> <p>(2) 教職員等の任免，分限，懲戒，服務，表彰 その他人事に関すること。</p> <p>(3) 幼稚園，小学校，中学校，高等学校，中等 教育学校，特別支援学校及び学校給食セン ターの組織及び学級編制（学校給食センタ ーを除く。）並びに教職員等の定数に関す ること。</p> <p>(4) 教職員等の人事評価に関すること。</p> <p>(5) 教職員等の研修（健康教育課，指導第一 課，指導第二課，特別支援教育課，生徒指導 課及び教育センターの所掌に属するものを除 く。）に関すること。</p> <p>(6) 教職員等の給与，勤務時間，休日，休暇そ の他の勤務条件の制度に関すること。</p> <p>(7) 教職員等の団体に関すること。</p> <p>(8) 教職員等の旅費等に関すること。</p> <p>(9) 教職員等の保健に関すること（教職員の採 用及び休職等に係る健康診断に関すること を除く。).</p>	<p>8 学校教育部教職員課の分掌事務は，次のとお りとする。</p> <p>(1) 学校教育に係る総合調整に関すること。</p> <p>(2) 教職員等の任免，分限，懲戒，服務，表彰 その他人事に関すること。</p> <p>(3) 幼稚園，小学校，中学校，高等学校，中等 教育学校，特別支援学校及び学校給食セン ターの組織及び学級編制（学校給食センタ ーを除く。）並びに教職員等の定数に関す ること。</p> <p>(4) 教職員等の人事評価に関すること。</p> <p>(5) 教職員等の研修（健康教育課，指導第一 課，指導第二課，特別支援教育課，生徒指導 課及び教育センターの所掌に属するものを除 く。）に関すること。</p> <p>(6) 教職員等の給与，勤務時間，休日，休暇そ の他の勤務条件の制度に関すること。</p> <p>(7) 教職員等の団体に関すること。</p> <p>(8) 教職員等の旅費等に関すること。</p> <p>(9) 教職員等の保健に関すること（教職員の採 用及び休職等に係る健康診断に関すること を除く。).</p>

現 行	改 正
<p>(10) 教職員健康管理担当医等に関する事 (11) 教職員等の公務災害補償の実施に関する事 (12) 教職員等の福利厚生に関する事。</p>	<p>(10) 教職員健康管理担当医等に関する事 (11) 教職員等の公務災害補償の実施に関する事 (12) 教職員等の福利厚生に関する事。 <u>(13) 学校事務の管理改善の総括に関する事。</u></p>
<p><u>(13) 学校事務センターに関する事。</u> <u>(14) 部及び課の庶務に関する事。</u></p>	<p><u>(14) 学校事務センターに関する事。</u> <u>(15) 部及び課の庶務に関する事。</u></p>
<p>9 学校教育部健康教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校給食の指導に関する事。 (2) 学校給食の運営に関する事。 (3) 学校における食育の指導に関する事。 (4) 定時制高等学校の学校給食に関する事。 (5) 学校保健の指導に関する事。 (6) 学校環境衛生に関する事。 (7) 学校医等に関する事。 (8) 幼児、児童及び生徒の保健に関する事。 (9) 学校安全に関する事。 (10) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関する事。 (11) 就学時健康診断に関する事。 (12) 学校保健団体に関する事。 (13) 教職員の採用及び休職等に係る健康診断に関する事。</p>	<p>9 学校教育部健康教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校給食の指導に関する事。 (2) 学校給食の運営に関する事。 (3) 学校における食育の指導に関する事。 (4) 定時制高等学校の学校給食に関する事。 (5) 学校保健の指導に関する事。 (6) 学校環境衛生に関する事。 (7) 学校医等に関する事。 (8) 幼児、児童及び生徒の保健に関する事。 (9) 学校安全に関する事。 (10) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関する事。 (11) 就学時健康診断に関する事。 (12) 学校保健団体に関する事。 (13) 教職員の採用及び休職等に係る健康診断に関する事。 <u>(14) 通学路の設定に関する事。</u> <u>(15) 旅館業、風俗営業許可に対する意見の申出に関する事。</u></p>
<p><u>(14) 学校給食センターに関する事。</u> <u>(15) 一般財団法人広島市学校給食会その他関係団体に対する指導調整等に関する事。</u> <u>(16) 課の庶務に関する事。</u></p>	<p><u>(16) 学校給食センターに関する事。</u> <u>(17) 一般財団法人広島市学校給食会その他関係団体に対する指導調整等に関する事。</u> <u>(18) 課の庶務に関する事。</u></p>
<p>10～12 (略)</p>	<p>10～12 (現行に同じ。)</p>
<p>13 学校教育部生徒指導課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校における生徒指導の推進に関する事。 (2) 生徒指導に係る教職員の研修(教育センターの所掌に属するものを除く。)に関する事。 (3) 生徒指導に係る調査に関する事。 (4) 適応指導教室(ふれあい教室)の運営に関する事。 (5) 生徒指導に係る関係機関との連絡調整に関</p>	<p>13 学校教育部生徒指導課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校における生徒指導の推進に関する事。 (2) 生徒指導に係る教職員の研修(教育センターの所掌に属するものを除く。)に関する事。 (3) 生徒指導に係る調査に関する事。 (4) 適応指導教室(ふれあい教室)の運営に関する事。 (5) 生徒指導に係る関係機関との連絡調整に関</p>

現 行	改 正
<p>すること。</p> <hr/> <p>(学校事務センター)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 学校事務センターの分掌事務は、学校事務センターの庶務に関する事務のほか、所管する小学校及び中学校に係る次に掲げる事務とする。</p> <p>(1) 教育行財政の基本調査並びに諸統計及び資料の収集整理に関すること。</p> <p>(2) 学校施設の修繕の実施に関すること。</p> <p>(3) 学校施設・設備の管理に係る業務の委託に関すること。</p> <p>(4) 学校への予算配分の決定に関すること。</p> <p>(5) 学校備品及び学校備品台帳の整備に関すること。</p> <p>(6) 教職員（教育委員会人事給与システムの利用による人事及び給与の管理対象者並びに臨時的任用職員に限る。）の諸手当の認定に関すること。</p> <p>(7) 教職員の旅費等の支給に関すること。</p> <p>(8) 教職員に係る社会保険等の資格の得喪等に関すること。</p> <p>(9) 学校事務職員の研修の実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(10) 学校事務に係る支援、指導及び連絡調整に関すること。</p> <p>(11) 学校事務の改善に関すること。</p> <p>第4条～第11条 (略)</p>	<p>すること。</p> <p><u>(6) 学校におけるいじめ対策の推進に関すること。</u></p> <p>(学校事務センター)</p> <p>第3条 (現行に同じ。)</p> <p>2 (現行に同じ。)</p> <p>3 学校事務センターの分掌事務は、学校事務センターの庶務に関する事務のほか、所管する小学校及び中学校に係る次に掲げる事務とする。</p> <p>(1) 教育行財政の基本調査並びに諸統計及び資料の収集整理に関すること。</p> <p>(2) 学校施設の修繕の実施に関すること。</p> <p>(3) 学校施設・設備の管理に係る業務の委託に関すること。</p> <p>(4) 学校への予算配分の決定に関すること。</p> <p>(5) 学校備品及び学校備品台帳の整備に関すること。</p> <p>(6) 教職員（教育委員会人事給与システムの利用による人事及び給与の管理対象者並びに臨時的任用職員に限る。）の諸手当の認定に関すること。</p> <p>(7) 教職員の旅費等の支給に関すること。</p> <p>(8) 教職員に係る社会保険等の資格の得喪等に関すること。</p> <p>(9) 学校事務職員の研修の実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(10) 学校事務に係る支援、指導及び連絡調整に関すること。</p> <p>(11) 学校事務の改善に関すること。</p> <p>第4条～第11条 (現行に同じ。)</p>

現行改正比較表（広島市立学校通学区域審議会規則）（附則改正分）

現 行	改 正
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、広島市附属機関設置条例（昭和28年広島市条例第35号）第3条の規定に基づき、広島市立学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）の任務、組織及び委員並びにその運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>第2条～第7条（略）</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>広島市教育委員会事務局総務部施設課</u>において処理する。</p> <p>第9条～第11条（略）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、広島市附属機関設置条例（昭和28年広島市条例第35号）第3条の規定に基づき、広島市立学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）の任務、組織及び委員並びにその運営に関し必要な事項を定める。</p> <p>第2条～第7条（現行に同じ。）</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>広島市教育委員会事務局総務部学事課</u>において処理する。</p> <p>第9条～第11条（現行に同じ。）</p>

広島市教育委員会規則第 号

平成30年3月 日

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和50年広島市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「管理係 計画係」を「管理係」に改める。

第2条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第31号までを1号ずつ繰り上げ、第32号の前に次の1号を加える。

(31) 事務局の事務改善に関する事。

第2条第2項に次の1号を加える。

(5) 学校の設置及び廃止並びに校名の決定に関する事。

第2条第4項中第12号を第13号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 小・中学校の通学区域及び通学区域審議会に関する事。

第2条第5項中第4号から第7号までを削り、第8号を第4号とし、第9号から第24号までを4号ずつ繰り上げる。

第2条第8項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 学校事務の管理改善の総括に関すること。

第2条第9項中第16号を第18号とし、第15号を第17号とし、第14号を第16号とし、第13号の次に次の2号を加える。

(14) 通学路の設定に関すること。

(15) 旅館業、風俗営業許可に対する意見の申出に関すること。

第2条第13項に次の1号を加える。

(6) 学校におけるいじめ対策の推進に関すること。

附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 広島市立学校通学区域審議会規則（昭和40年広島市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第8条中「広島市教育委員会事務局総務部施設課」を「広島市教育委員会事務局総務部学事課」に改める。

議案第9号

平成30年3月28日

広島市立高等学校学則等の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

広島市立学校条例（以下「条例」という。）に、広島市立広島みらい創生高等学校の授業料及び受講料等の規定等が設けられたことに伴い、所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 広島市立広島みらい創生高等学校の授業料及び受講料の徴収に関する規定を設けるほか、平成29年7月の条例改正に合わせて、所要の改正を行う。（高等学校学則）
- (2) 広島市立幼稚園の授業料及び入園料について、平成29年7月の条例改正に合わせて、減免等に係る規定を設ける。（幼稚園園則）
- (3) 広島市立中等教育学校の授業料及び入学科に係る減免について、平成29年7月の条例改正に合わせて所要の改正を行う。（中等教育学校学則）

3 施行期日

平成30年4月1日

4 現行改正比較表及び公布文

別紙のとおり。

現行改正比較表

現行	改正案	説明
<p>〔広島市立高等学校学則〕</p> <p>目次 第1章～第6章 (略) 第7章 授業料____、聴講料、入学者選抜料及び入学料(第30条～第34条) 第8章～附則 (略)</p> <p>第1条～第29条 (略)</p> <p>第7章 授業料____、聴講料、入学者選抜料及び入学料 (授業料____)</p> <p>第30条 広島市立学校条例(昭和39年広島市条例第19号。以下「条例」という。)第3条の規定による高等学校の授業料(以下「授業料」という。)は、その生徒の在籍する月に応じて、毎月校長の定める日に徴収する。ただし、その月の全日数を通じて授業を行わない場合は、その月の前月に徴収することができる。</p> <p>2 _____月の中途における入学、退学又は転学の場合は、その月の授業料を徴収する。ただし、高等学校間において転学又は広島市立中等教育学校_____から編入学した生徒で、既に転学前の高等学校又は編入学前の広島市立中等教育学校において授業料を納付した旨の証明のあるときは、当該期間の授業料は転学又は編入学後の高等学校においては徴収しない。</p> <p>3 授業料_____は、学年間の全部又は一部を前納することができる。</p>	<p>〔広島市立高等学校学則〕</p> <p>目次 第1章～第6章 (現行に同じ。) 第7章 授業料、<u>受講料</u>、聴講料、入学者選抜料及び入学料(第30条～第34条) 第8章～附則 (現行に同じ。)</p> <p>第1条～第29条 (現行に同じ。)</p> <p>第7章 授業料、<u>受講料</u>、聴講料、入学者選抜料及び入学料 (授業料及び<u>受講料</u>)</p> <p>第30条 広島市立学校条例(昭和39年広島市条例第19号。以下「条例」という。)第3条の2の規定による高等学校の授業料_____は、その生徒の在籍する月に応じて、毎月校長の定める日に徴収する。ただし、その月の全日数を通じて授業を行わない場合は、その月の前月に徴収することができる。</p> <p>2 前項において、月の途中における入学、退学又は転学の場合は、その月の授業料を徴収する。ただし、高等学校間において転学又は広島市立中等教育学校の<u>後期課程</u>から編入学した生徒で、既に転学前の高等学校又は編入学前の広島市立中等教育学校において授業料を納付した旨の証明のあるときは、当該期間の授業料は転学又は編入学後の高等学校においては徴収しない。</p> <p>3 <u>条例第3条の3の規定による広島市立広島みらい創生高等学校の授業料及び受講料は、校長の定める日に徴収する。ただし、年度の途中における入学、退学又は転学の場合は、校長が定める月の末日までに徴収する。</u></p> <p>4 <u>授業料及び受講料は、学年間の全部又は一部を前納することができる。</u></p>	<p>・広島みらい創生高等学校の通信制の課程(通信教育コース)に係る「受講料」(以下「受講料」という。)に係る規定を追加。</p> <p>・「受講料」を追加。</p> <p>・広島市立広島みらい創生高等学校の授業料及び受講料の徴収等に係る所要の改正を行うもの。</p> <p>【広島市立学校条例(抜粋)】 ※下線部_____は平成29年7月の改正で追加等を行ったもの(以下同じ。)</p> <p>(授業料及び<u>受講料</u>) 第3条 (略) 2 (略) 3 第1項の授業料は、毎月末日(12月にあつては、翌年の1月4日)までにその月分を徴収する。ただし、その月の全日数を通じて授業を行わない場合は、その月の前月に徴収することができる。 4 (略) 5 第1項の授業料は、学年間の全部又はその一部を前納することができる。</p> <p>第3条の2 <u>高等学校(広島市立広島みらい創生高等学校を除く。)又は中等教育学校の後期課程に在籍する者から、その在籍する月に応じて授業料を徴収する。</u> 2及び3 (略) 4 <u>前条第3項から第5項までの規定は、第1項の授業料について準用する。</u></p> <p>第3条の3 <u>広島市立広島みらい創生高等学校に在籍する者のうち、定時制の課程に在籍する者から授業料を、通信制の課程に在籍する者から受講料を、それぞれ徴収する。</u> 2 (略) 3 <u>第1項の授業料及び受講料は、年度の各四半期の末日(第3四半期にあつては、翌年の1月4日)までに、前項の規定による額に4分の1を乗じて得た額を、それぞれ徴収するものとし、その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は、全て第1四半期において徴収すべき金額に合算する。ただし、年度の途中における入学、退学又は転学があつた場合は、市長が定める月の末日までに市長が定める額を徴収する。</u> 4 <u>第3条第4項及び第5項の規定は、第1項の授業料及び受講料について準用する。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>条例改正により、条文の構成を以下のように整理し直したものを(改正前は「第3条」のみに規定。)</p> <p>第3条 幼稚園の授業料 第3条の2 既存の高等学校(全日制・定時制)及び中等教育学校の後期課程の授業料 第3条の3 広島みらい創生高等学校の授業料・受講料</p> </div>

現 行	改正案	説 明
<p>(授業料_の減免等) 第 30 条の 2 留学中若しくは休学中の者又はやむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者_____に対しては、授業料_____を減免し、又はその_____徴収を猶予することができる。</p> <p>(授業料_未納者に対する取扱い) 第 30 条の 3 校長は、正当な理由なく授業料_____を期限内に納入しない者に対して、その未納の期間中出席を停止することができる。</p> <p>(聴講料) 第 31 条 条例第 3 条の 2 の規定による聴講料は、聴講許可の際に徴収する。</p> <p>第 32 条 (略)</p> <p>(入学料) 第 33 条 高等学校に入学する者から、入学料を、その入学手続の際、徴収する。ただし、条例別表に掲げる高等学校から転入学_____する場合は、この限りでない。</p> <p>第 34 条～第 39 条 (略)</p>	<p>(授業料等の減免等) 第 30 条の 2 留学中又は休学中の者、_____やむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者<u>その他特別の理由があると認められる者</u>に対しては、授業料、受講料若しくは入学料を減免し、又はこれらの徴収を猶予することができる。</p> <p>(授業料等未納者に対する取扱い) 第 30 条の 3 校長は、正当な理由なく授業料及び受講料を期限内に納入しない者に対して、その未納の期間中出席を停止することができる。</p> <p>(聴講料) 第 31 条 条例第 3 条の 4 の規定による聴講料は、聴講許可の際に徴収する。</p> <p>第 32 条 (現行に同じ。)</p> <p>(入学料) 第 33 条 高等学校に入学する者から、入学料を、その入学手続の際、徴収する。ただし、条例別表に掲げる高等学校から転入学又は<u>広島市立中等教育学校の後期課程から編入学</u>する場合は、この限りでない。</p> <p>第 34 条～第 39 条 (現行に同じ。)</p>	<p>・ 広島市立学校条例第 5 条の規定改正 (※) を受けて、同様の改正を行うもの</p> <p>※ ・ 減免対象に受講料・入学料を追加 ・ 被災時など有事の際に減免による対応を可能としたもの</p> <p>【広島市立学校条例 (抜粋)】 第 5 条 留学中又は休学中の者、やむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者 (園児にあつては、その保護者) <u>その他特別の理由があると認められる者</u>に対しては、授業料、受講料、入園料若しくは入学料を減免し、又はこれらの徴収を猶予することができる。</p> <p>・ 「受講料」を追加。</p> <p>・ 規定の整備 広島市立学校条例第 3 条の 2 及び第 3 条の 3 の追加 (旧第 3 条を分割) による条ずれを反映。</p> <p>・ 広島市立学校条例第 4 条の 2 の規定に合わせるもの</p> <p>【広島市立学校条例 (抜粋)】※波線部は規則改正の関係部分を表している。 第 4 条の 2 幼稚園に入園する者の保護者から入園料を、<u>高等学校又は中等教育学校の後期課程に入学する者 (中等教育学校の後期課程に進級する者を含む。)</u>から入学料を、それぞれその入園手続又は入学手続 (進級手続を含む。) の際、徴収する。ただし、別表第 1 に掲げる幼稚園又は広島市阿戸認定こども園から転入園する場合 (広島市阿戸認定こども園からの転入園にあつては、支援法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に属している幼児が転入園する場合に限る。) 及び同表に掲げる高等学校又は中等教育学校の後期課程から転入学し、又は編入学する場合は、この限りでない。</p>
<p>【広島市立幼稚園園則】 第 1 条～第 19 条 (略)</p> <p>(授業料等) 第 20 条 授業料及び入園料の額及び徴収方法は、広島市立学校条例 (昭和 39 年広島市条例第 19 号) の定めるところによる。</p> <p>2 保護者は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第 21 条 (略)</p>	<p>【広島市立幼稚園園則】 第 1 条～第 19 条 (現行に同じ。)</p> <p>(授業料等) 第 20 条 (現行に同じ。)</p> <p>2 (現行に同じ。)</p> <p>3 やむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる保護者<u>その他特別の理由があると認められる者</u>に対しては、授業料若しくは<u>入園料の額を減免し、又はこれらの徴収を猶予</u>することができる。</p> <p>第 21 条 (現行に同じ。)</p>	<p>・ 広島市立学校条例第 5 条の規定改正を受けて、幼稚園園則にも授業料・入園料に係る減免等について、明文の規定を設けるもの</p> <p>【広島市立学校条例 (抜粋)】 第 5 条 留学中又は休学中の者、やむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者 (園児にあつては、その保護者) <u>その他特別の理由があると認められる者</u>に対しては、授業料、受講料、入園料若しくは入学料を減免し、又はこれらの徴収を猶予することができる。</p>

現 行	改正案	説 明
<p>〔広島市立中等教育学校学則〕</p> <p>第1条～第30条 (略)</p> <p>(授業料)</p> <p>第31条 広島市立学校条例(昭和39年広島市条例第19号。以下「条例」という。)第3条の規定による中等教育学校の後期課程の授業料(以下「授業料」という。)は、その生徒の在籍する月に応じて、毎月校長の定める日に徴収する。ただし、その月の全日数を通じて授業を行わない場合は、その月の前月に徴収することができる。</p> <p>2 月の中途における入学、退学又は転学の場合は、その月の授業料を徴収する。ただし、条例別表第1に掲げる高等学校から編入学した生徒で、既に編入学前の高等学校において授業料を納付した旨の証明のあるときは、当該期間の授業料は徴収しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(授業料の減免等)</p> <p>第31条の2 留学中若しくは休学中の者又はやむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者 _____ に対しては、授業料 _____ を減免し、又はその _____ 徴収を猶予することができる。</p> <p>第31条の3～第36条 (略)</p>	<p>〔広島市立中等教育学校学則〕</p> <p>第1条～第30条 (現行に同じ。)</p> <p>(授業料)</p> <p>第31条 広島市立学校条例(昭和39年広島市条例第19号。以下「条例」という。)第3条の2の規定による中等教育学校の後期課程の授業料(以下「授業料」という。)は、その生徒の在籍する月に応じて、毎月校長の定める日に徴収する。ただし、その月の全日数を通じて授業を行わない場合は、その月の前月に徴収することができる。</p> <p>2 月の途中における入学、退学又は転学の場合は、その月の授業料を徴収する。ただし、条例別表第1に掲げる高等学校から編入学した生徒で、既に編入学前の高等学校において授業料を納付した旨の証明のあるときは、当該期間の授業料は徴収しない。</p> <p>3 (現行に同じ。)</p> <p>(授業料等の減免等)</p> <p>第31条の2 留学中又は休学中の者、 _____ やむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者<u>その他特別の理由があると認められる者</u>に対しては、授業料若しくは<u>入学料</u>を減免し、又は<u>これらの徴収</u>を猶予することができる。</p> <p>第31条の3～第36条 (現行に同じ。)</p>	<p>・ 規定の整備 広島市立学校条例第3条の2及び第3条の3の追加(旧第3条を分割)による条ずれ</p> <p>・ 規定の整備(文言の整理)</p> <p>・ 広島市立学校条例第5条の規定改正(※)を受けて、同様の改正を行うもの</p> <p>※ ・ 減免対象に入学料を追加 ・ 被災時など有事の際に減免による対応を可能としたもの</p> <p>【広島市立学校条例(抜粋)】</p> <p>第5条 留学中又は休学中の者、やむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者(園児にあつては、その保護者)<u>その他特別の理由があると認められる者</u>に対しては、授業料、受講料、入園料若しくは<u>入学料</u>を減免し、又は<u>これらの徴収</u>を猶予することができる。</p>

平成30年3月 日

広島市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長

広島市立高等学校学則の一部を改正する規則

広島市立高等学校学則（昭和42年広島市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「授業料」の右に「，受講料」を加える。

「第7章 授業料，聴講料，入学者選抜料及び入学料」を「第7章 授業料，受講料，聴講料，入学者選抜料及び入学料」に改める。

第30条の見出しを「（授業料及び受講料）」に改め，同条第1項中「第3条」を「第3条の2」に改め，「（以下「授業料」という。）」を削り，同条第2項中「月の中途」を「前項において，月の途中」に改め，「広島市立中等教育学校」の右に「の後期課程」を加え，同条第3項中「授業料」の右に「及び受講料」を加え，同項を同条第4項とし，同条第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第3条の3の規定による広島市立広島みらい創生高等学校の授業料及び受講料は，校長の定める日に徴収する。ただし，年度の途中における入学，退学又は転学の場合は，校長が定める月の末日までに徴収する。

第30条の2の見出しを「（授業料等の減免等）」に改め，同条中「若

しくは休学中の者又は」を「又は休学中の者，」に改め，「認められる者」の右に「その他特別の理由があると認められる者」を，「授業料」の右に「，受講料若しくは入学料」を加え，「その」を「これらの」に改める。

第30条の3の見出しを「（授業料等未納者に対する取扱い）」に改め，同条中「授業料」の右に「及び受講料」を加える。

第31条中「第3条の2」を「第3条の4」に改める。

第33条中「転入学」の右に「又は広島市立中等教育学校の後期課程から編入学」を加える。

附 則

この規則は，平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月 日

広島市立幼稚園園則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長

広島市立幼稚園園則の一部を改正する規則

広島市立幼稚園園則（昭和42年広島市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第20条に次の1項を加える。

- 3 やむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる保護者その他特別の理由があると認められる者に対しては、授業料若しくは入園料の額を減免し、又はこれらの徴収を猶予することができる。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月 日

広島市立中等教育学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長

広島市立中等教育学校学則の一部を改正する規則

広島市立中等教育学校学則（平成25年広島市教育委員会規則第9号）
を次のように改正する。

第31条第1項中「第3条」を「第3条の2」に改め、同条第2項中「
中途」を「途中」に改める。

第31条の2の見出しを「（授業料等の減免等）」に改め、同条中「若
しくは休学中の者又は」を「又は休学中の者，」に改め、「認められる者」
の右に「その他特別の理由があると認められる者」を、「授業料」の右に
「若しくは入学料」を加え、「その」を「これらの」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。